

コロナ陰性で“みなしインフル” 医師が懸念「重篤な病気が見落とされる可能性が」

2022年10月27日



「小学生以下の子供と65歳以上の高齢者を除いて、原則、発熱しても病院を受診しないでください」

医療機関の“診療拒否”とも取られかねない方針を、厚労省は10月12日、非公開の専門家会議で決定。翌13日には、岸田首相も出席する会合で正式決定したのだ。今冬に新型コロナとインフルエンザの同時流行が予測されているため、発熱外来の逼迫を防ぐために打ち出されたもの。

この方針によれば、発熱した場合に受診が奨励されるのは、(1)小学生以下の子供、(2)65歳以上の高齢

者、(3)基礎疾患のある人、(4)妊婦のみ。基礎疾患のない13歳から64歳の患者は、自宅で抗原検査キットによる自主検査を行い、コロナ陽性であれば、健康フォローアップセンターに自主登録したあと自宅療養。コロナ陰性でもインフルエンザが疑われる場合は、できるだけ医療機関を受診せず、オンラインか電話の遠隔診療を利用することを推奨している。この遠隔診療で、“みなしインフルエンザ”と診断されれば、抗ウイルス薬を自宅配送してもらうという流れだ。

しかし、この方針に対して医療現場からは、「発熱する病いはコロナやインフルエンザ以外にもたくさんある」「誤診につながるのでは」といった懸念が出ている。

■インフル以外にも危険な疾患が…

「本来ならば、冬の同時流行に備えて、今から発熱外来の拡充に力を注ぐのが厚労省の仕事です。にもかかわらず、逆に患者の受診する権利を奪うようなメッセージを発している。こんなことをすれば、コロナやインフルエンザ以外の疾患が見逃され、処置が遅れて患者の命取りになりかねない」

そう警鐘を鳴らすのは、約2万人のコロナ患者を診てきた倉持呼吸器内科クリニック院長の倉持仁さんだ。熱や咳をとまなうのは新型コロナやインフルエンザだけではない。“かぜ”にもさまざまな原因がある。

「さらに、医者は一見、コロナやインフルエンザ、単なるかぜと思われる患者のなかに、命にかかわるような疾患、たとえば白血病、虫垂炎、髄膜炎といったものが潜んでいないか、診察や検査をして見極めていきます。オンライン診療だけで“みなしインフル”と診断するのは、あまりにも乱暴です」

初期症状でインフルエンザに似た全身症状が現れる疾患は、ほかにもたくさんあるという。ナビタスクリニック理事長の久住英二さんは、「最悪の場合、敗血症で死に至ることもある」と、警鐘を鳴らす。

「よくあるのは、尿路感染症のひとつで、尿がたまる腎盂という場所に菌が入る腎盂腎炎です。すぐ抗生剤を飲めば大事に至りませんが、処置が遅れると敗血症になって臓器障害になり、場合によっては集中治療が必要になることも」

また、50代以上で特に注意すべきなのは肺炎球菌だという。

「肺炎を起こす菌と思われがちですが、血液にのって全身に菌がまわると、さまざまな感

感染症を引き起こす。治療が遅れると重症化し、死に至ることもあります」

このような疾患は、実際に患者を診察・検査しないと確定できないため、厚労省が受診を抑制することによって見逃される可能性がある。コロナ前の’17年には年間約6万人が敗血症で亡くなっている。治療の遅れによって、その死者数が急増する恐れがあるのだ。

インフルだとしても治療薬が間に合わない

さらに、忘れてはならないのは、「自宅で行う抗原検査は、PCR検査と比べて精度が低いことだ」と前出の久住さん。

「コロナ陽性であっても、発熱初日の抗原検査で陽性判定が出る確率は15%程度です。発熱から2日後でも約80%。つまり、自宅検査では多くのコロナ陽性者を見逃す可能性が高いのです。厚労省は、こうした重要な点をまったくアナウンスしていません」（久住さん）

コロナ陰性だからといって“みなしインフル”と診断するのが、いかに危険かがわかるだろう。加えて前出の倉持さんは、「仮にインフルエンザであっても運用上の問題がある」と、こう続ける。

「インフルエンザの抗ウイルス薬は、発症してから2日以内に服用する決まりになっています。厚労省の手順に従うと、発熱してから抗原検査キットを手に入れたとして、オンライン診療を受けられるまでに2日はかかる。処方された薬を配送して患者に届くまでにも1日かかる。そうすると発症から2日以内に服用することはできず“適応外使用”になってしまうのです」

初動の遅れは、患者のみならず医療現場にも重くのしかかる。

「オミクロン株は軽症で致死率が低いといわれていますが、それはマクロで見た数字。感染力が強いで感染者がケタ違いに多く、第7波では重症化して亡くなる方が、これまででいちばん多かった。コロナでもインフルでも、それ以外の疾患であっても、初期診断が遅れることで重症化し、結果的に救急医療を逼迫させてしまうことになります」（倉持さん）

自分たちの健康を守るために、私たちはどうすればいいのか。

「今回の指針に法的根拠はありませんから、発熱した場合は、医療機関を受診して検査を受けてください。今までどおり受診すれば、保険診療で診てもらえます。もし、かかりつけ医が『発熱患者は診ない』と言うなら、すぐに診てくれるクリニックに変えましょう。また、流行期に入る前に、オミクロン株対応のワクチンや、インフルエンザワクチンを接種しておくことも大切です」（久住さん）

自分や大切な人の命を守るためには、厚労省の指針をうのみにせず、信頼できるクリニックを見つけておくことが重要だ。

「女性自身」2022年11月8日号